

《旧RD最終処分場二次対策工事 工事情報 第211号 をお知らせいたします》

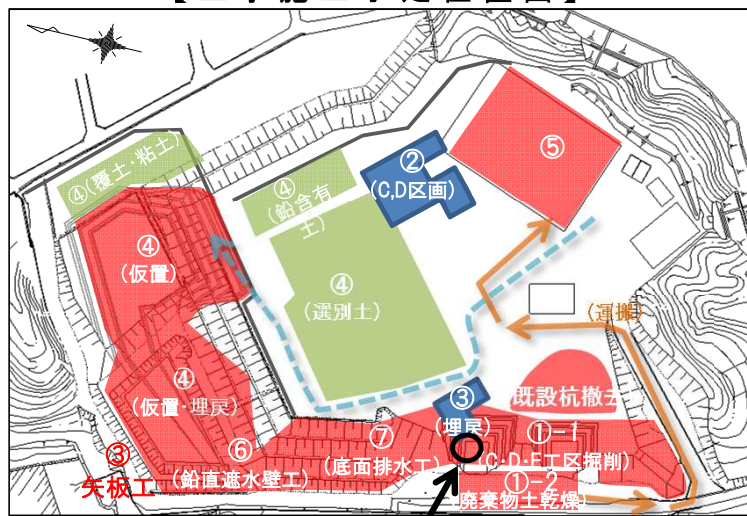
作成日：平成30年3月19日

日付	工種・作業内容	施工実績							施工予定														備考					
		平成30年3月														4月												
		月12	火13	水14	木15	金16	土17	日18	月19	火20	水21	木22	金23	土24	日25	月26	火27	水28	木29	金30	土31	日1						
廃棄物土・有害物掘削工																												
① 廃棄物土掘削工	①-1 C・D・E工区 ①-2 廃棄物土乾燥	D・E工区掘削						D・E工区掘削							D・E工区掘削							C・D・E工区掘削						
② 有害物掘削工	C、D区画 矢板部置換	廃棄物土乾燥						廃棄物土乾燥							廃棄物土乾燥							廃棄物土乾燥						
③ 矢板工	下流部止水矢板 引抜き	掘削・置換						掘削・置換							掘削・置換							掘削・置換						
④ 選別土仮置・盛土工	選別土仮置・埋戻し																											
廃棄物選別工																												
⑤ 選別処理工	一次選別(粗選別) 二次選別(機械選別)	B工区						B工区							B工区							B工区						
汚染地下水拡散防止対策工																												
⑥ 鉛直遮水壁工	TRD工法 B、C工区	工						工							工							工						
⑦ 底面排水工	C・D工区 プレスト管φ800	廃棄物土粗選別						廃棄物土粗選別							廃棄物土粗選別							廃棄物土粗選別						
		運転						運転							運転							運転						
		TRD部埋戻し						TRD部埋戻し							走路地盤改良													
		床付・管敷設・埋戻し						床付・管敷設・埋戻し							床付・管敷設・埋戻し							床付・管敷設・埋戻し						※点線は施工期間が未確定です。

【工事施工予定位置図】

【工事施工状況写真】

撮影日：平成30年3月15日



①-1 C・D・E工区掘削
D工区を掘削しています。



② 有害物掘削工
全巡回でC・D区画矢板部の掘削、置換を行っています。



⑥ 鉛直遮水壁工
C工区鉛直遮水壁施工部を粘土で埋戻しています。

【お知らせ】

- ・D工区の表面から浸透水が一部滲み出している箇所が硫化水素が引き続き検出されています。濃度は浸透水直上で最高38.7ppm程度で、水面から10cm以上離れると検出されません。
- ・周辺環境および作業環境への影響はありませんが、念のため除去剤を浸透水の滲み出し箇所へ散布するとともに、除去剤を現場に常備し対応しています。
- ・御不明な点がございましたら、滋賀県最終処分場特別対策室(電話077-528-3670)まで御連絡いただけますようお願いいたします。

《騒音・振動・粉じん・臭気自動計測の週間結果報告》

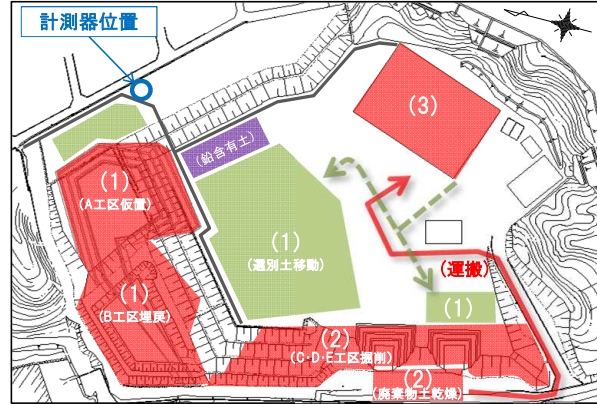
(報告対象期間:3月9日～3月15日)

【概要】

二次対策工事による周辺環境への影響を調査するために、旧RD最終処分場と隣接する住宅地との境界に計測器を設置し、「騒音・振動・粉じん・臭気」を連続自動計測しています。
各項目の1週間分の計測結果をグラフにしました。
※網掛け部は休工の時間帯(休日および夜間)です。

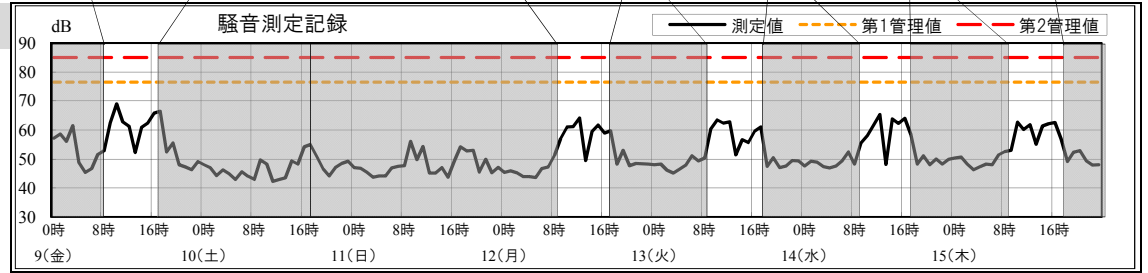
主な実施作業内容		平成30年3月							備考
		9 金	10 土	11 日	12 月	13 火	14 水	15 木	
廃棄物土・有害物掘削工									
(1)選別土仮置・盛土工	B工区埋戻	B工区埋戻							
廃棄物土・有害物掘削工									
(2)廃棄物土掘削工	C・D・E工区	D・E工区掘削							
廃棄物選別工									
(3)選別処理施設工		運転							

【位置図】



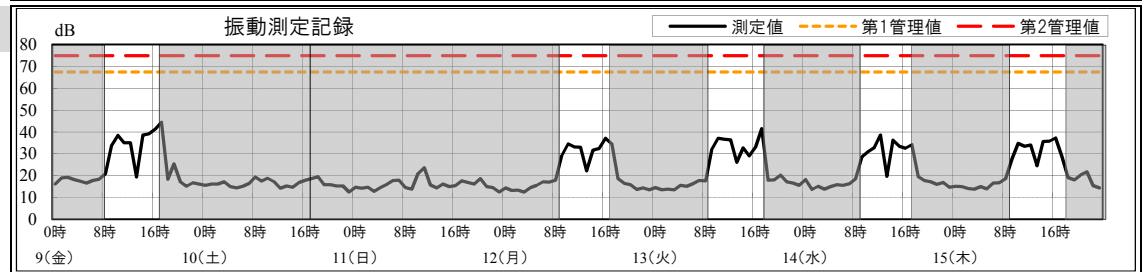
【騒音】

(特になし)



【振動】

(特になし)

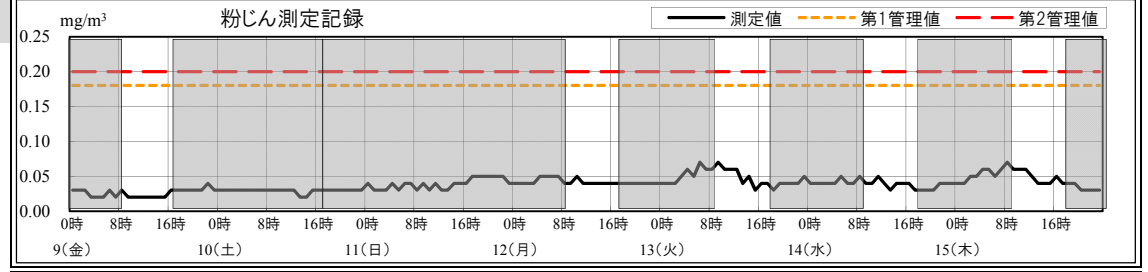


【測定値管理基準】

	騒音	振動	粉じん	臭気
第1管理値 (基準値の90%)	76dB	67dB	0.18mg/m ³	10(センサー値)
第2管理値 (基準値)	85dB	75dB	0.2mg/m ³	10
基準値	85dB 栗東市の特定建設作業(騒音)に係る規制基準	75dB 栗東市の特定建設作業(振動)に係る規制基準	0.2mg/m ³ 環境省「大気汚染に係る環境基準」の「環境上の条件・浮遊粒子状物質」記載基準	10(硫化水素臭などの異臭) 草津市「臭気指数規制基準 第1種地域 敷地境界線(第1号)」記載基準

【粉じん】

(特になし)



第1管理値を超過した場合

騒音 振動 粉じん	作業を一旦中断し注意喚起した後、警戒しつつ作業を行います
臭気	作業を一旦中断し、現場の監督員が直接臭いを確認します

【臭気】

3月13日に臭気計の修理を行いました。

第2管理値を超過した場合

騒音 振動 粉じん	直ちに作業を中断し、周辺7自治会長に連絡し原因究明後、対策を講じ作業を再開します
臭気	臭いの確認により硫化水素臭などの異臭がした場合には、直ちに作業を中断し、周辺7自治会長に連絡し対策を講じたうえで作業を再開します

